# ダンロップゴルフスクール 個人契約ロッカー利用規約

# (個人契約ロッカー制度)

- 第1条 本規約により定める個人契約ロッカー(以下「契約ロッカー」といいます)は、西武レクリエーション株式会社が運営・管理するBIGBOX高田馬場校ダンロップゴルフスクール(以下「当スクール」といいます)の会員専用ロッカーとします。
  - 2 契約ロッカーの利用を希望する当スクールの会員は、当スクール所定の契約ロッカー申込手続きをするものとし、当スクールがその申込みに対して承諾することにより、契約ロッカーの利用契約(以下「利用契約」といいます)は、当該会員(以下「利用者」といいます)と当スクールとの間で成立するものとします。
  - 3 契約ロッカーの月会費、利用料金等については、本規約別紙に定めるとおりとします。
  - 4 利用者が当スクールを休会しても、利用契約はそのまま存続し、利用者は、本規約に定める月会費等を支払うものとします。
  - 5 利用者は、契約ロッカーの現状を変更し、または利用契約に基づく権利を譲渡・貸与することはできません。

#### (登録料)

第2条 利用者は、契約ロッカー申込手続き時に本規約別紙に定める契約ロッカー登録料(以下「登録料」といいます) を当スクール所定の方法で納入するものとします。なお、当スクールは、一度納入された登録料を返還いたし ません。

# (変更手数料)

第3条 利用者は、契約ロッカーの変更手続き時に本規約別紙に定める変更手数料(以下「変更手数料」といいます) を当スクール所定の方法で納入するものとします。なお、当スクールは、一度納入された変更手数料を返還い たしません。

# (契約期間)

第4条 利用契約の有効期間は、第1条第2項に定める利用契約の成立日(以下「成立日」といいます)から成立日の 属する月の末日までとします。ただし、当スクールまたは利用者のいずれからも異議のない場合、利用契約は、 当該期間満了日の翌日から1か月間本規約と同一条件で更新し、以後同様とします。

# (月会費等の支払い)

- 第5条 利用者は、当スクールに対し、毎月20日に当月分の月会費を支払うものとし、当該支払方法については、あらかじめ当スクールへ届け出たクレジットカードによるものとします。なお、ご利用のクレジットカード会社の規約等によりクレジットカード支払いが承認されない場合には、利用者は、当スクールが別途指定する方法により会費を支払うものとします。ただし、クレジットカード以外による会費の支払いには、別途当社が定める手数料が発生する場合があります。
  - 2 理由のいかんを問わず、利用契約が月の途中で終了した場合であっても、当スクールは、月会費の日割精算を せず、利用者は、月会費全額を当スクールに対して支払うものとします。

### (解約手続き)

- 第6条 利用者は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、利用者本人が当スクールに直接来場し、 所定の手続きをとるものとし、利用契約は、当該手続きの完了した時をもって、解約されるものとします。
  - 2 利用者が解約した日が当月の8日から当月末日までの間であった場合には、当スクールは、解約された日の属する月の翌月分の月会費を一旦引き落とし、翌月末日までに当該口座に当該月会費を振り込む方法により返還いたします。ただし、当該返還日において、契約ロッカー解約者に当スクールの月会費の支払いがある場合に

は、当該返還分をその支払いに充当するものとします。なお、これらの振込みにかかる手数料については、利用者の負担となります。

#### (禁止事項)

- 第7条 利用者は、契約ロッカーに関して次に掲げる行為をしてはなりません。
  - (1)次に掲げる物を契約ロッカーに収納すること。
    - ①現金、貴重品(貴金属、高級時計等)またはこれらに類する高価品
    - ②揮発性物質、爆発物等の危険物
    - ③臭気の発する物、腐敗・変質しやすい物、不潔な物 (濡れたままのタオル、衣類等) またはロッカーを汚損・き損するおそれのある物
    - ④法律により所持または携帯を禁じられている物
    - ⑤その他契約ロッカーによる保管に適さないと認められた物
  - (2) 契約ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること。
    - (3) 第三者の契約ロッカーをその承諾を得ずに開扉すること。
    - (4)契約ロッカーを汚損し、または毀損すること。
    - (5) 契約ロッカーを第三者に使用させること。
    - (6) 前各号に類する行為を行うことにより第三者のロッカー使用の迷惑となる行為をすること。

# (収納できないものを入れた場合の処置)

第8条 当スクールは、契約ロッカーの収納物品が前条第1号に掲げる物に該当する疑いのあると認めたときには、当該契約ロッカーを開扉することができ、かつ、当スクールの判断により当該収納物品を保管、廃棄その他設備管理上必要な処置をすることができます。

#### (利用契約の解除)

- 第9条 当スクールは、利用者が次の掲げる事項の一つでも該当した場合には、通知・催告その他の手続きを要せずに 利用契約を解除することができます。
- (1) 利用契約、本規約または契約ロッカーにかかる規則等当スクールの定める規定に違反した場合
- (2) 当スクールの会員資格を喪失した場合
- (3) 契約ロッカーを当スクールの利用以外の目的で利用したことが判明した場合
- (4) 本規約に基づく手続きの際、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
- (5) その他契約ロッカーの利用に関する当スクールの指示に従わない場合

# (契約終了時の収納物品の処理)

- 第10条 利用者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了したときには、その終了日までに収納物品を引き取り、契約 ロッカーを当スクールに明け渡すものとします。
  - 2 当スクールは、利用者が利用契約終了日を過ぎても収納物品を引き取らないときには、当該収納物品を所定の保管場所に移すことができ、また、利用契約終了日から3か月間これを保管するものとします。
  - 3 当スクールは、前項に基づき保管した収納物品が利用契約終了日から3か月間経過しても引き取りのない場合には、利用者が当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを処分することができます。
    - 4 当スクールは、前2項に基づき保管する収納物品が第8条各号に定めるものであるときには、第9条に基づく処置をすることができます。

### (故障時等の処置)

第11条 当スクールは、契約ロッカーの故障により緊急に点検・整備を要するときその他当スクールが必要と認めると きには、収納物品を別途保管する等の処置をすることができます。この場合において、利用者は、契約ロッカ ーを利用することが一定期間できなくなることについて、あらかじめ了承するものとします。

# (利用者の損害賠償責任等)

第12条 利用者は、契約ロッカーに次の各号に掲げる事項が生じた場合には、当社にその損害の賠償をしなければなり

ません。

- (1) 契約ロッカーの利用により、著しい汚れ、破損、サビ等が見受けられ修繕が必要とみなされた場合
- (2) 当スクールが貸与した物品を破損し、または紛失した場合

# (当スクールの免責事項)

- 第13条 当スクールは、契約ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合には、当スクールの故意または過失による場合を除き、当該損害を賠償する責を負いません。
  - 2 前項により当スクールが損害賠償義務を負う場合、その金額は、契約ロッカー月会費の6ヶ月分を超えないものとします。

### (専属的合意管轄)

第14条 本規約に関して当スクールと利用者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とします。

## (その他)

第15条 本規約に定めのない事項については、当スクールの会員規約の定めまたは当スクールの指示に従うものとします。なお、当スクールは、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により利用者に周知するものとします。

## (改正)

- 第16条 当スクールは、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等の改正・変更をすることができます。この場合、当スクールは、本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての利用契約に及ぶものとします。
  - 2 前項による告知方法については、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載による ものとします。ただし、月額利用料金または変更手数料を増額する場合(消費税率の変更に基づくものを除く。) には、登録済みの住所に別途郵送するものとします。

# (附則)

本規約は、2023年11月1日から発効します。ただし、当スクールが2022年9月26日付で送付した封書「会員システム変更のお知らせ」に基づく変更手続き(月会費等の支払い方法の変更)を完了していない会員に対しては、その手続きが完了するまでの期間、本規約第5条を適用せず、翌月分の月会費・利用料等を毎月最終営業日までに当クラブのフロントにて現金もしくはクレジットカードにより、一括で支払うものとします。

2023年1月1日改定

2023年4月1日改定

2023年11月1日改定

# 別紙

料金名	料金(税抜)	備考
登録料	2,400円	
月会費(ハーフサイズ)	800円	
月会費(フルサイズ)	1,000円	
鍵代	1,818円	第12条第2号の定めによる